

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年4月13日 15時20分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港南西方沖 釧路埼灯台から真方位219° 23.5海里付近 （概位 北緯42° 40.0′ 東経144° 02.0′）
インシデントの概要	漁船第十五富丸は、操業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年5月22日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第十五富丸、160トン 141240、金井漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、操業中、主機を連続最大出力付近で使用していたところ、主機6番シリンダ付近で異音が生じ、異常な振動が増大したので、主機を停止した。 機関長は、主機のクランク軸歯車に欠損が生じているのを認めた。 主機は、機関製造業者が点検したところ、クランク軸歯車のほか、第1中間歯車、カム軸駆動歯車等の調時歯車に欠損を生じていることが判明した。
分析	本船は、主機のクランク軸歯車等の調時歯車に欠損を生じたことから、主機の運転ができなくなったものと考えられる。 主機のクランク軸歯車等の調時歯車は、主機が連続最大出力付近で使用されていたことから、各シリンダでの爆発行程における負荷が掛かって欠損に至った可能性があると考えられるが、多数の歯車の歯に欠損が拡大していたことから、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、主機のクランク軸歯車等の調時歯車に欠損を生じたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・主機は、定期的にクランク室を開放し、各調時歯車のバックラッシ、潤滑油量等に異常がないことを確認すること。 |
|--|---|